

各都道府県介護保険担当課（室）  
各保険者介護保険担当課（室） 御 中  
各 介 護 保 険 関 係 団 体

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「ケアプランデータ連携システム」の概要等の  
周知について（情報提供（Ver.2））

計31枚（本紙を除く）

Vol.1109

令和4年10月26日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ  
う、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3876）  
FAX：03-3595-3670

事務連絡  
令和4年10月26日

各都道府県介護保険主管課（室）  
各市区町村介護保険主管課（室） 御中  
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効率化・生産性向上推進室

「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について（情報提供（Ver.2））

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省では、公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「国民健康保険中央会」という。）において「ケアプランデータ連携システム」を構築する事業を進めており、その概要を「「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について（情報提供）（令和4年9月6日付事務連絡）」において、お示ししたところです。

今般、国民健康保険中央会より本システムの利用料金の詳細等について、追加情報の提供がありましたので周知いたします。

また、当室で実施している介護分野における生産性向上に資する取組に関する資料を併せて提供いたしますので、本システムの利用を検討する際にご活用ください。

各都道府県・市区町村におかれては、管内関係団体、介護サービス事業所等に周知いただき事業所支援にご活用いただくとともに、各関係団体におかれては、加盟事業所等に周知いただくよう、ご協力をお願いいたします。

**【担当】**

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室 秋山、石内、小河

TEL：03-5253-1111（内線3876）

# 「ケアプランデータ連携システム」が来春スタート 業務負担の軽減に繋がるシステム利用をご検討ください

国民健康保険中央会では、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムを構築しています。  
ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がります。

## ●データ連携で、作業時間の削減やコスト削減が期待できます

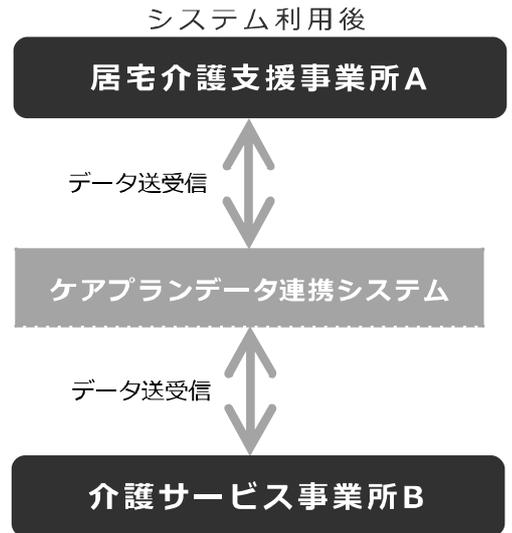
サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

### 【期待出来る効果】

- 提供票の共有にかかる時間が従来の3分の1程度になることが期待できます。
- 削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費など、年間81万6,000円のコスト削減も期待できます。
- 転記誤りがなくなり、心理的負担が軽減されます。

※調査研究アンケート結果から試算した全国平均の見込み

一層の利用者支援の向上に！



## ●運用開始までのスケジュール案

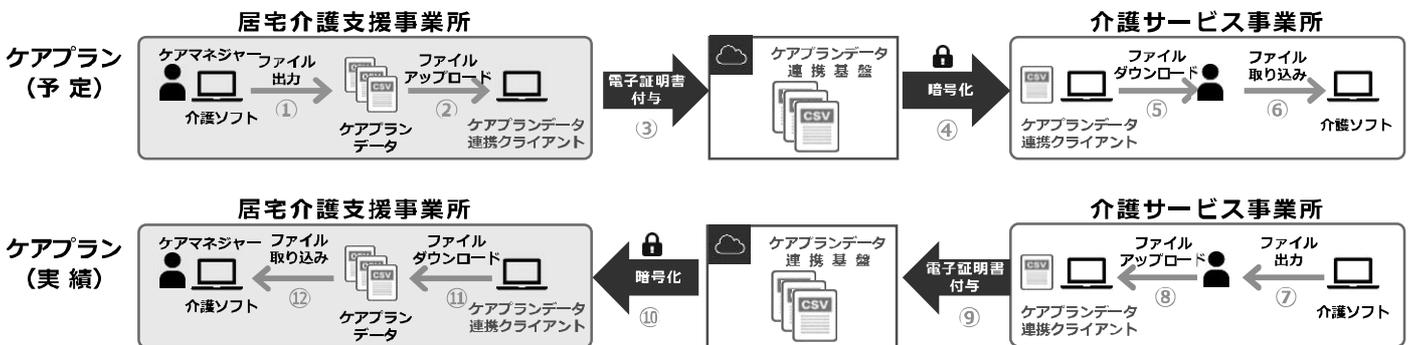
2022（令和4）年度							2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
システム開発				パイロット運用			本稼働	

自治体を限定した形でパイロット運用を予定

本稼働後も、必要な機能改修を実施予定

## ●システムの概要（ケアプラン連携の業務フロー）

赤字部分がシステムの範囲です。



※安心してやり取りできるよう、セキュリティ対策には十分配慮しています。

### 必要な環境

- パソコン（Windows10以降）
- 厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト
- 介護給付費請求に使用する電子証明書
- ケアプランデータ連携クライアント  
(システム利用申請後に利用可能になるため、事前にご用意いただく必要はありません。)

### 利用料金

- 1事業所あたりのライセンス料は年間21,000円（税込み）です。支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きを可能とします。

## ●システム利用時の画面イメージ

画面は開発中のものであり、実際の画面とは異なる場合があります。

### 提供票送信時の画面イメージ

- ・提供表を送る側の事業所は、新規作成画面で提供表をアップロードし、送信します。
- ・送信した内容を確認する場合は、送信済データ詳細確認画面で確認します。

新規作成

送信済データ詳細確認

### 提供票受信時の画面イメージ

- ・提供表を受け取る側の事業所は、受信一覧画面で受信した提供表をダウンロードします。
- ・受信した内容を確認してから提供表を取り出す場合は、受信データ詳細確認画面で確認を行います。

受信一覧

受信日時	メッセージ	送信元事業所番号	ファイル名	ファイル種別
2022/07/11 17:32:18	x月の報告書となります。ご確認のほどよろしくお願いたします。	123456789	UPHOSOKU_000000_987654321_2468135790_20191110102233.CSV	登録 削除 PDF等
2022/07/10 11:17:27	x月の報告書となります。ご確認のほどよろしくお願いたします。	123456789	UPHOSOKU_000000_987654321_2468135790_20191110102233.CSV	登録 削除 PDF等
2022/07/08 19:20:30	x月前報報告書となります。	123456789	UPHOSOKU_000000_987654321_2468135790_20191110102233.CSV	登録 削除 PDF等
2022/07/07 12:34:56	x月の報告書となります。ご確認のほどよろしくお願いたします。	123456789	UPHOSOKU_000000_987654321_2468135790_20191110102233.PDF	登録 削除 PDF等
2022/07/07 12:34:56	x月の報告書となります。ご確認のほどよろしくお願いたします。	123456789	UPHOSOKU_000000_987654321_2468135790_20191110102233.CSV	登録 削除 PDF等

受信データ詳細確認

FAXで届いた実績を手動で入力  
報酬請求まで気が抜けない…  
間違ったらどうしよう…



【Before】

データが自動反映されるから楽！  
書類が減った！  
時間に余裕ができた！



【After】

# ケアプランデータ連携システムについて

---

令和4年10月

Ver.2

公益社団法人 国民健康保険中央会

協力： 厚生労働省 老健局高齢者支援課

01-6576-8611/01000101  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## はじめに

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において様々な取組が行われてきています。

そういった取組の一環として、厚生労働省において、令和元年度に調査研究事業を実施し、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票（予定・実績）をデータ連携するための標準仕様を作成し、公開しました。標準仕様を活用してデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。

さらに、調査研究結果を踏まえ、安全な環境で効果的にデータ連携を可能とするため、「ケアプランデータ連携システム」の構築を行うこととし、令和2年度より調整を進めてきました。このシステムの構築・運用は、厚生労働省からの依頼により、国民健康保険中央会が行うことになりました。

本紙は、この「ケアプランデータ連携システム」の概要を説明するものです。

※令和4年5月19日、岸田首相は都内の通所介護事業所を視察し、介護現場の職員と意見交換を行いました。その後の記者会で、「職員の負担軽減や介護サービスの質の向上のためにICTを活用するという視点が大変重要」と強調し、事業所同士がケアプランのやり取りをクラウド上で行うための情報連携基盤である「ケアプランデータ連携システム」を今年度中に整備すると説明しました。

[https://www.kantei.go.jp/101\\_kishida/statement/2022/0519kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/101_kishida/statement/2022/0519kaiken.html)

## 介護現場の職員との車座対話等についての 会見

開催日：令和4年5月19日 | 開催の場所：五反田会館など

ツイート

0件のツイート

### 関連動画

+

（本日の視察及び介護現場の職員との車座対話について）

本日、官と志が協力して地域の皆さんに介護サービスを提供する環境を創出させていただき、合わせて介護の現場で御苦労いただいている皆さんの労を御ねぎらっていました。その中で、皆さんからとりわけ介護人材の確保をめぐって厳しい状況をお伺いいたしました。あわせてコロナ禍における御苦労など、現場の厳しい状況を御共有させていただきました。高齢化の加速により、今後、都市部を中心に介護を必要とする方の増加が見込まれる中で、質の高い介護サービスを提供していくためには、介護現場で働く皆さんに生き生きと不安なく働いていただく、こうしたことが重要であると考えます。本年7月から介護報酬の方々の収入を月9,000円相当分引き上げる取組を実施しておりますが、今後も、人材の確保への促進、さらには経験・技能の高揚化につながる処遇改善の在り方、これを引き継ぎ検討し進めていきたいと考えています。

また、本日視察した現場でも活用されていますが、ICT（情報通信技術）を介護の現場の皆さんの負担軽減、さらには介護サービス質の向上とケアプランデータの共有にも活用する、これは大変重要な視点ではないか、こうしたことも感じました。このため、現場で大きな負担となっていくケアプランデータの共有については、クラウドを活用して電子版で行うことのできる基盤を今年度中に整備し、早期の全国展開を目指していきたいと思っております。引続き、現場の声に耳を傾けながら、介護の在り方についても、政治の立場から何をし、いかに行うべきなのか、取組を検討していきたいと考えています。

※首相官邸HP「介護現場の職員との車座対話等についての会見」より

# ケアプランデータ連携システム活用による効果

## ■業務の効率化

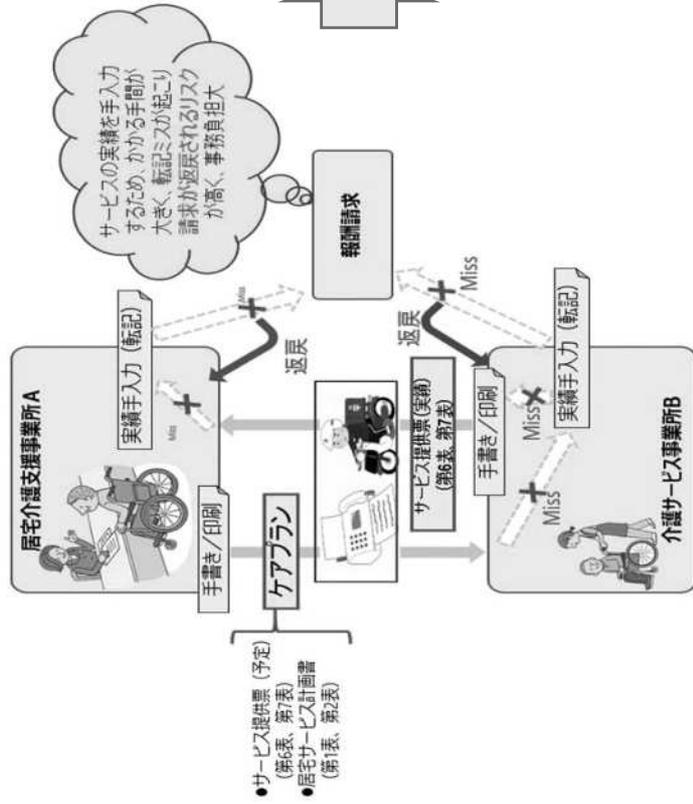
### 【期待できる削減効果例】

- ・記載時間の削減
- ・転記誤りの削減
- ・データ管理による文章量削減
- ・介護従業者の負担軽減

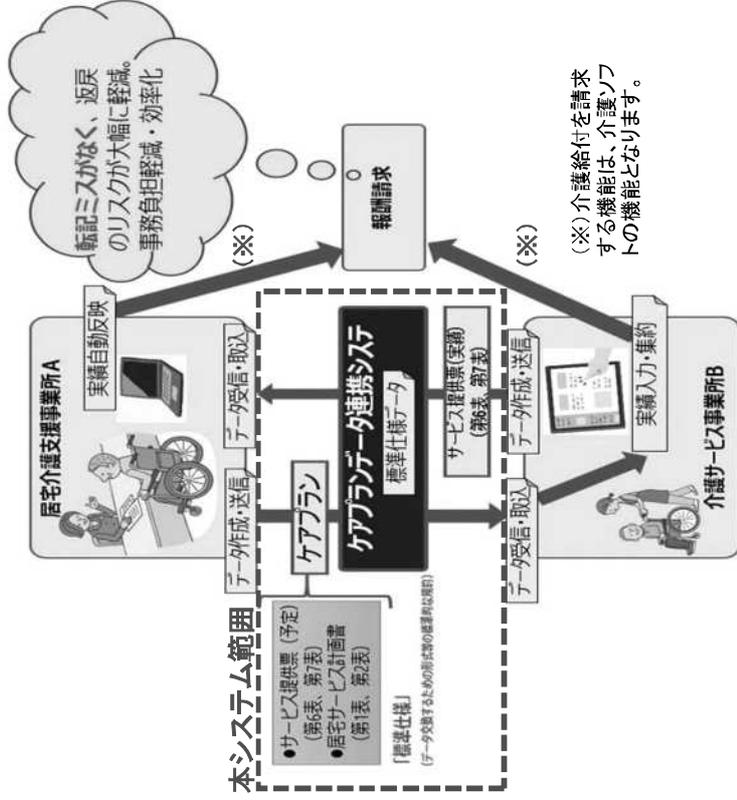
### 【効率化による相乗効果例】

- ・利用者支援にかける時間増
- ・ケアの質の向上

### 【現状】



### 【データ連携後のイメージ】



# ケアプランデータ連携システム活用による効果

## ■費用効果

### 【期待できる効果例】

事業所がケアプランを送付するために掛かる費用の削減が見込まれます。

- ・人件費の削減
- ・印刷費の削減
- ・郵送費の削減
- ・交通費の削減
- ・通信費(FAX)の削減

(人件費削減を考慮した場合)

**約81万6千円/年の削減**



(人件費削減を考慮しない場合)

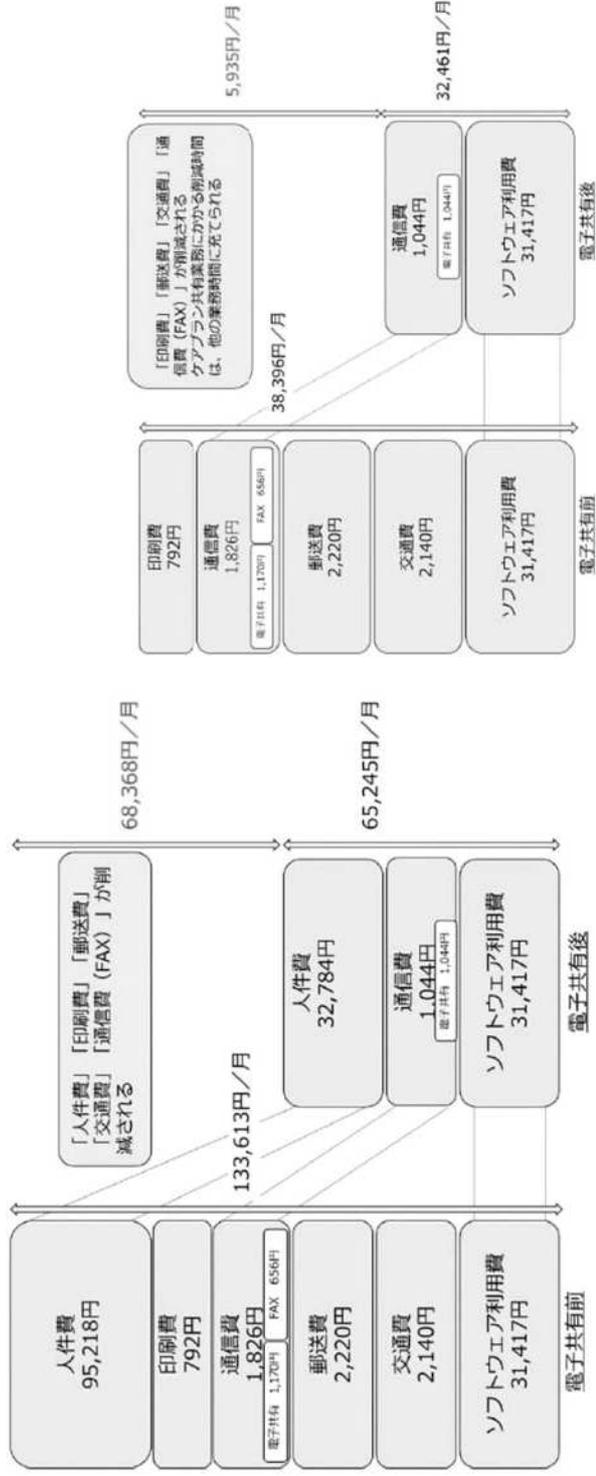
**約7万2千円/年の削減**

※調査研究のアンケート結果から試算した全国平均の見込み金額あり、削減費を節約するものではありません。

### 【コスト削減による相乗効果】

- ・介護人材の新規確保
- ・介護人材の定着率向上
- ・事業所環境の維持費、改善費の割当額の増加

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋



※ケアプラン連携効果の推計(人件費削減を考慮した場合)

※ケアプラン連携効果の推計(人件費削減を考慮しない場合)

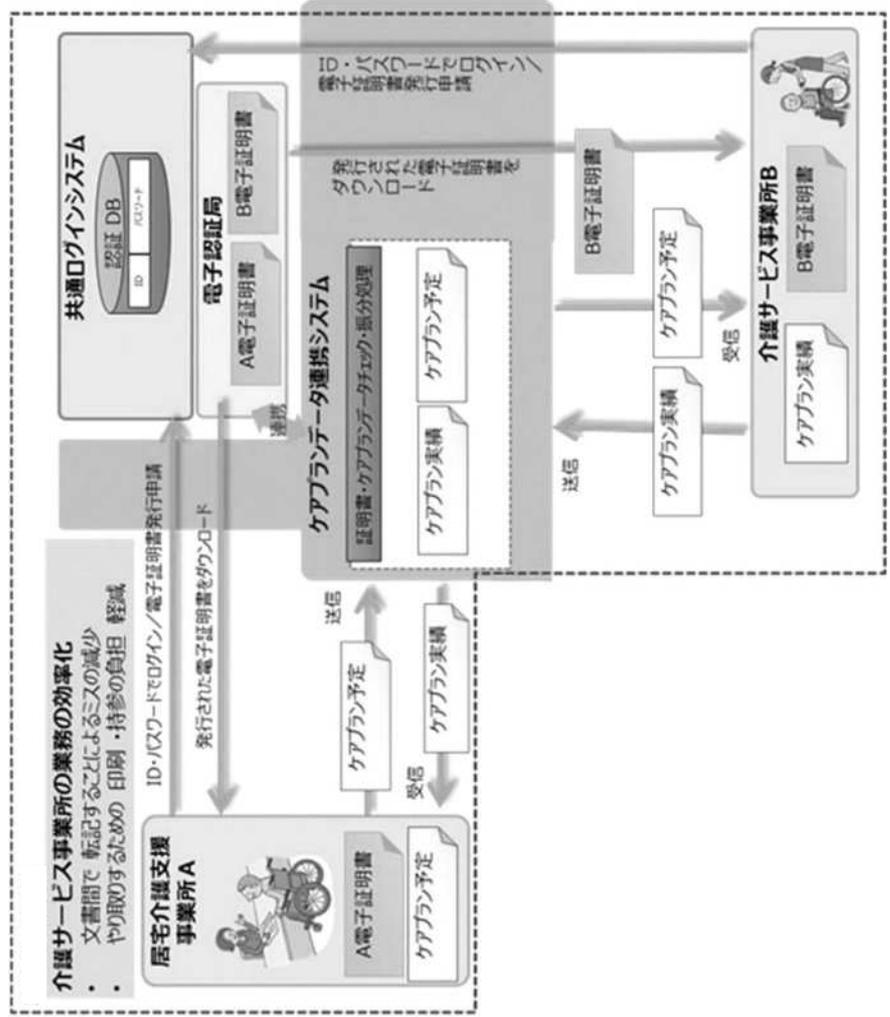
## ケアプランデータ連携システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「ケアプランデータ連携クライアント」と運用センターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成されます。

介護事業所の利用者は、「ケアプランデータ連携クライアント」からインターネット回線を経由し、「ケアプランデータ連携基盤」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

ケアプランデータ連携システムの全体概要は以下の通りです。

【全体概要図】



## ケアプランデータ連携システムを利用するために

ケアプランデータ連携システムをご利用するために、以下のご準備が必要となります。

(※ケアプランデータ連携システムでケアプランデータを送受信する場合は、送る側と受ける側の双方がケアプランデータ連携システムをご利用されている必要があります。)

- ① 介護事業所の利用者は、ケアプランデータ連携システムのWEBサイトより、利用申請をします。
- ② 介護事業所の利用者は、「ケアプランデータ連携クライアント」ソフトを国保中央会のWEBサイトよりダウンロードし介護事業所のパソコンにインストールをします。
- ③ ケアプランデータを送信するためには、電子証明書が必要となります。

### 【電子証明書をお持ちの場合】

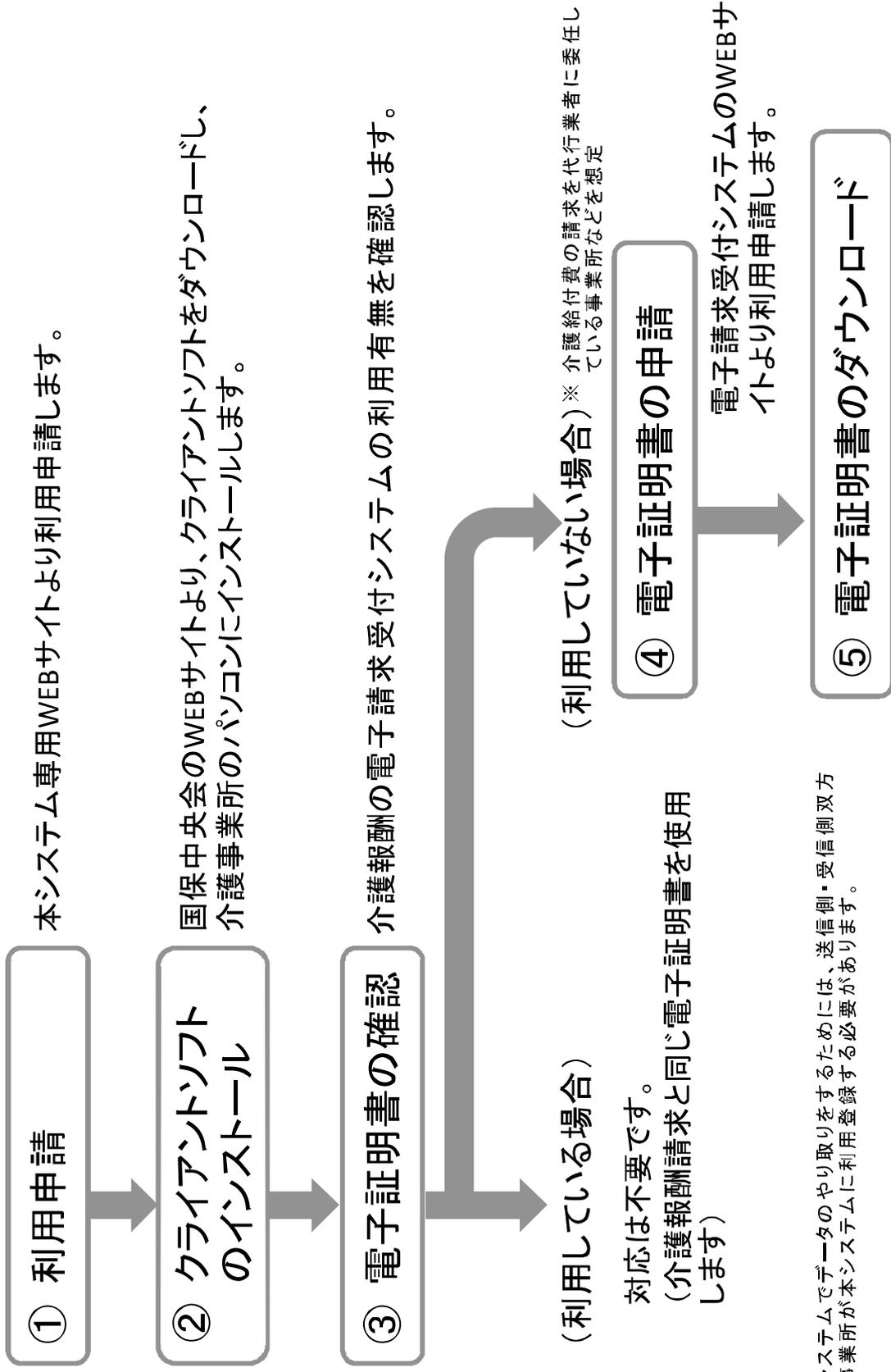
電子請求受付システムを利用されており、既に電子証明書をお持ちの場合、同じ電子証明書で利用することが可能であるため、電子証明書の発行申請とダウンロードは不要です。

### 【電子証明書をお持ちではない場合(※)】

電子請求受付システムのWEBサイトにアクセスし、案内に従い電子証明書の発行申請を行い、電子証明書をダウンロードしてください。

(※介護給付費の請求を代行業者に委任しており、介護事業所自身で電子証明書を発行していない事業所などを想定)

# ケアプランデータ連携システムの利用準備

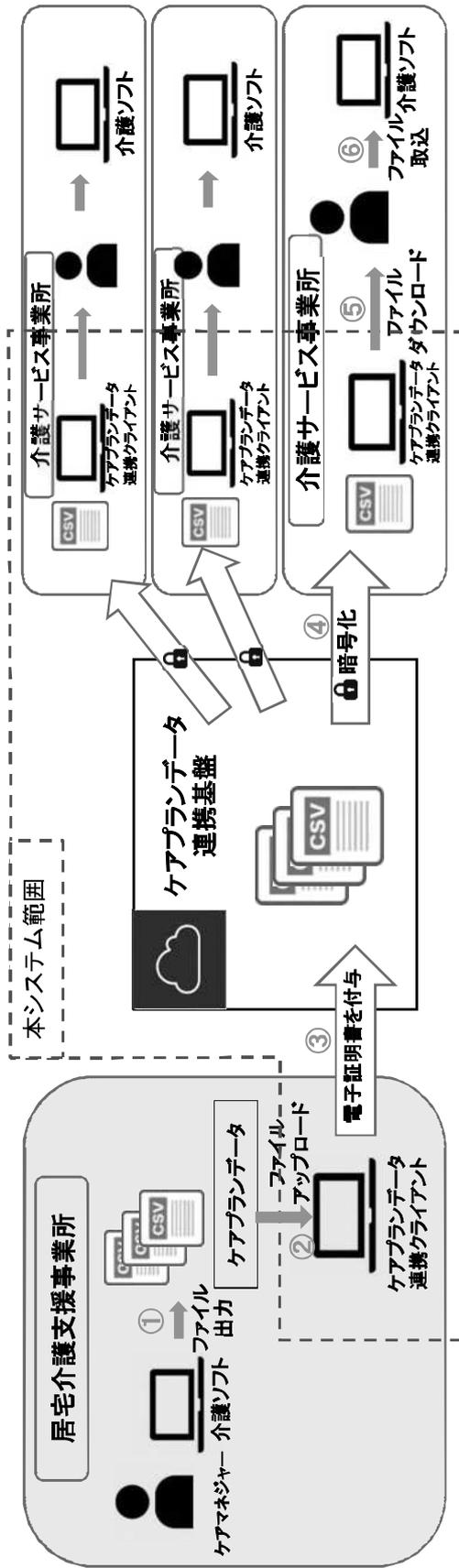


※ 本システムでデータのやり取りをするためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。

※ 本システムのみで電子証明書を利用する場合は無料とする予定。 6

# ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(1/2)

【ケアプランデータ(予定)の連携 業務フロー図】



**【居宅介護支援事業所】**

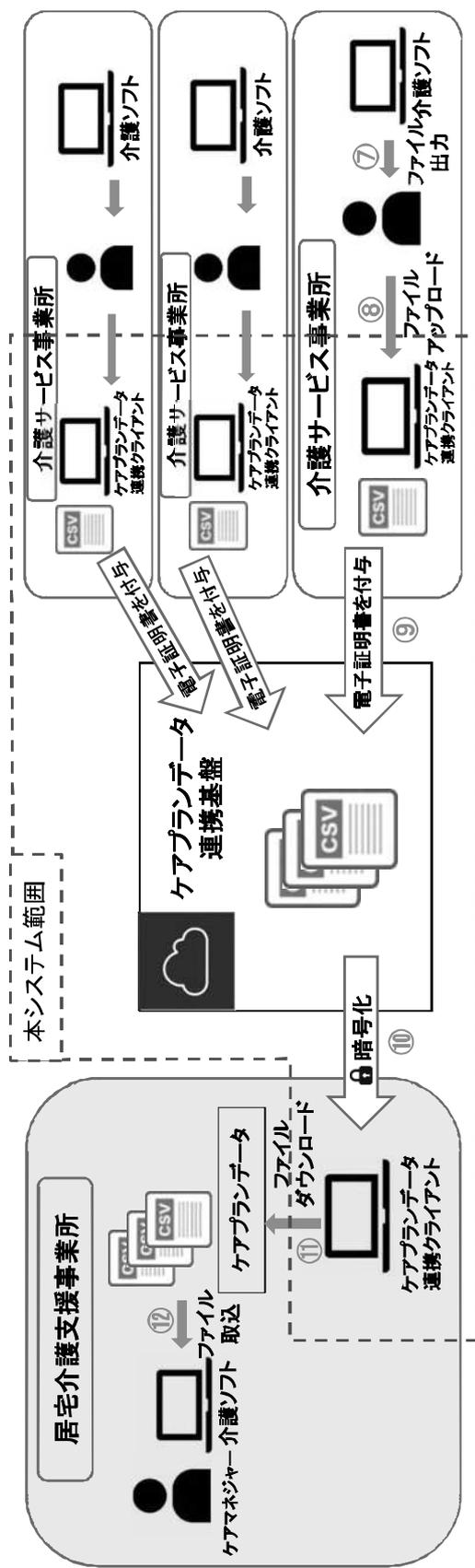
- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力(保存)します。
- ② 出力(保存)したケアプランデータ予定ファイルをデータ連携クライアントにアップロードします。
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

**【介護サービス事業所】**

- ④ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。  
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロードします。
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータを介護ソフトに読み込み確認をします。

# ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(2/2)

【ケアプランデータ(実績)の連携 業務フロー図】



## 【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力(保存)します。
- ⑧ 出力(保存)したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロードします。
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

## 【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。  
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータを介護ソフトに取り込み確認をします。

# 画面イメージ

※画面は開発中のものであり、実際の画面とは異なる場合があります。

## ■提供票送信時の画面イメージ

提供表を送る側の事業所は、新規作成画面で提供表をアップロード(※)し、送信します。送信した内容を確認する場合は、送信済データ詳細確認画面で確認します。※1表2表6表7表をCSVで送信する他、PDFファイルの送信も可能です(3表等)。

## 【新規作成】

### ■提供票受信時の画面イメージ

提供表を受け取る側の事業所は、受信一覧画面で受信した提供表を受信した提供表を確認し提供表を取り出す場合は、受信済データ詳細確認画面で行います。

## 【受信一覧】

## 【送信済データ詳細確認】

## 【受信データ詳細確認】

## ケアプランデータ連携システムのスケジュール

- 令和4年5月より設計開発を開始し、令和5年4月より本稼働を予定です。
- 本稼働後も必要となる機能を随時追加していく予定であり、徐々に利用する介護事業者が増える想定です。
- 介護給付費の請求を委託している事業所の委任状況を鑑みて、追って代行業者がご利用できるよう機能を追加する予定です。
- 令和5年2月中旬より、先行稼働を予定しており、先行稼働のパイロットとなる参加事業所(自治体)の選定を11月末までに行い、12月末までに先行稼働参加事業所(自治体)との交渉、調整をする予定です。

2022 (令和 4) 年度					2023 (令和 5) 年度			2024 (令和 6) 年度
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
システム開発					パイロット運用			本稼働

自治体を限定した形でパイロット運用を予定

本稼働後も、必要な機能改修を実施予定

- ケアプランデータ連携システムの料金について  
1事業所あたりのライセンス料は年間21,000円(消費税込み)です。本システムの利用申請をすることで、1年間有効なライセンスが付与されます。  
また、支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きを可能とします。

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「ケアプランデータ連携標準仕様 Q&A  
(2023年10月版)」の送付について  
計 10 枚（本紙を除く）

Vol.1177

令和5年10月6日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3876）  
FAX：03-3595-3670

申 務 連 絡  
令和5年10月6日

各 都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効化・生産性向上推進室

「ケアプランデータ連携標準仕様 Q&A（2023年10月版）」の送付について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、居宅サービス計画書やサービス利用票について、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるよう、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（令和5年6月15日老高発 0615 第1号、老認発 0615 第1号）をお示ししているところです。

今般、公益財団法人国民健康保険中央会にて構築・運用が開始された「ケアプランデータ連携システム」の利用状況等を踏まえ、別紙のとおり「ケアプラン標準仕様 Q&A（2023年10月版）」をまとめましたのでお送りいたします。

なお、国民健康保険中央会の「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」において、同システムのプロモーション動画を公開しているので、ご視聴ください。

※掲載ページ（ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト）

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>



公式マスコットキャラクター ケアプー

【照会先】

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効率化・生産性向上推進室  
秋山、石内、長井、黒木  
電話番号：03-5253-1111（内線 3876）  
E-mail：kaigoseisansei@hlw.go.jp

問1

ケアプランデータ連携標準仕様（以下「標準仕様」という。）の活用によるデータ連携のメリットは何か。

（答）

介護サービスの利用にあたっては、サービス提供時は、居宅介護支援事業所から居宅サービス事業所に居宅サービス計画書（1・2・3表など）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【予定】、サービス利用票別表（第7表）を共有し、介護報酬請求時は、居宅サービス事業所から居宅介護支援事業所にサービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】を共有する。

その共有方法の多くは紙によるものであり、転記や手作業が発生する等、双方にとって負担になっている現状がある。また、同一ベンダーの介護ソフトを使用している場合はデータ連携が可能なケースもあるが、異なるベンダーの介護ソフトを使用している事業所同士はデータ連携が行えないという課題があった。

標準仕様に対応した介護ソフトから出力されるCSVファイルは、通知で示した形式に標準化されるため、異なるベンダーの介護ソフトを使用している事業所間であっても、国民健康保険中央会に構築・運用中の「ケアプランデータ連携システム」を利用する等により、円滑にデータ連携ができるようになる。

具体的には、以下のような効果が期待できる。

①居宅介護支援事業所から送付される居宅サービス計画等の情報を含むファイルを居宅サービス事業所の介護ソフトに取り込むことにより、転記不要となることで、取り込んだ介護ソフトでデータの再利用が可能となり、データ入力作業およびデータ確認作業の省力化が図れる。

②居宅サービス事業所から送付されるサービス利用表（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】のファイルを、居宅介護支援事業所に取り込むことにより、転記不要となることで、実績データ登録作業の省力化が図れると共に、取り込んだ介護ソフトで計画データと実績データの差異をシステムでの自動確認や、実績間違いによる請求返戻作業の削減に寄与できる。

（参考）ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>

厚生労働省資料 介護現場における生産性向上について

～ケアプランデータ連携システム導入のねらいと期待される効果～

## 問 2

想定している共有方法は何か。

(答)

やり取りされる情報には要配慮個人情報が含まれる場合があるため、やり取りする際は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版」や「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2」等を参考に、十分なセキュリティ対策を施す必要がある。

そのため、電子メール等セキュリティ対策が十分でない媒体でのやり取りは適切ではなく、セキュアなメディア媒体で受け渡しする他、運用中の「ケアプランデータ連携システム」といった上記ガイドライン等に沿った高度なセキュリティを確保したデータ連携基盤上でやり取りすることを想定している。

(参考) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html)

介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2

[https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/ICT\\_Guide.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/ICT_Guide.pdf)

## 問 3

標準仕様を使ってデータ連携するにあたって、事業所で必要な準備はどのようなものがあるか。

(答)

データ連携するためには、標準仕様に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトが必要となる。

当該ソフトを利用する際は、介護現場における生産性向上ガイドライン等を参考に、課題分析を行った上で、業務フローの見直しを行いつつ、効率的な業務フローに繋げていただきたい。

(参考) 介護現場における生産性向上

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

問 4

標準仕様に準じた CSV ファイルについて、必要なデータ出力・取込機能は、サービス種別によって異なるのではないかと。

(答)

お見込みのとおりである。必要な機能は以下となるのでご留意いただきたい。

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
利用者補足情報	○	-	-	○
居宅サービス計画 1 表	○	-	-	○
居宅サービス計画 1 表_削除 ※				
居宅サービス計画 2 表	○	-	-	○
第 6 表 (サービス利用票) 予定	○	-	-	○
第 6 表 (サービス利用票) 予定削除 ※				
第 6 表実績情報	-	○	○	-
第 6 表実績情報削除				
第 7 表 (サービス利用表別表)	○	-	-	○

※は任意。 ○ : 必要    - : 不要

問 5

サービス利用票等を紙以外の方法でやり取りするのであれば、PDF ファイルの共有で十分ではないかと。

(答)

確かに、サービス利用票等を PDF ファイルにして共有することで、電子的にやり取りすることが可能であり、ペーパーレス化には繋がると言える。一方で、PDF ファイルで共有する場合は、居宅サービス事業所において居宅介護支援事業所から送付された予定、居宅介護支援事業所において居宅サービス事業所から送付された実績等、送付された情報はそれぞれの事業所において手入力する必要があるため、負担軽減は限定的となる。標準仕様を活用したデータ連携が進むことにより、現場の負担軽減が一層進むことになると考えている。

問6

使用している介護ソフトが標準仕様に対応しているか確認するにはどのようにしたらよいか。

(答)

標準仕様の対応状況については、各介護ソフトベンダーにより異なっているため、使用している介護ソフトのベンダーに確認していただきたい。

なお、国民健康保険中央会において構築・運用中の「ケアプランデータ連携システム」においては、標準仕様への対応状況についてベンダーテストを実施しており、テスト結果はベンダー各社において公表いただくこととしている。国民健康保険中央会ホームページにおいて、テスト結果の公表情報を一覧で取りまとめているので参考にされたい。

(参考) 国民健康保険中央会 [ベンダ試験関連を参照]

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>

問7

標準仕様について、介護ソフトベンダーは理解しているのか。

(答)

ケアプランデータ連携については、これまでも、介護ソフトベンダーの事業者団体の協力を得ながら、研究等を進めてきた。

また、標準仕様に準拠した介護ソフトの導入に対して地域医療介護総合確保基金を活用した補助を行う等、各ベンダーにおける介護ソフトへの実装を促している。

問8

標準仕様は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所双方が電子的に利用してはじめて効果的なデータ連携できるものか。

(答)

お見込みのとおりである。データ連携を促進し負担軽減を実現するためには、多くの事業所が「ケアプランデータ連携システム」のような、ベンダーを問わずにデータ連携できる基盤を利用いただくことが必要である。

問 9

地域包括支援センターは標準仕様を活用したデータ連携が可能か。

(答)

連携対象となるサービス種別においては、予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業も対象としている。地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメント等を実施している場合は、標準仕様を活用したデータ連携が可能となる。

なお、委託の場合を含めて、介護予防支援や介護予防ケアマネジメントにおいてよりデータ連携が促進されるよう、令和5年度に実施する調査研究結果を踏まえ、令和6年度に標準仕様の改訂を予定している。

問 10

小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所は、内部にケアマネジャーが配置されており、予定・実績情報は内部で完結しているが、標準仕様の活用をどのように考えたらよいか。

(答)

ご指摘のとおり、内部で完結する場合は、必ずしも、標準仕様を活用したデータ連携が行われない場合がある。一方で、外部サービスを利用する場合は、小規模多機能型居宅介護事業所等に配置されたケアマネジャーが給付管理を行う場合があり、そういったケースにおいては標準仕様の活用が期待できるところである。

問 11

重要な項目が標準仕様で必須とされていないのは何故か。

(答)

定義書にある「必須」については、介護ソフトでデータの取込等を行う際に、データの識別を行うために必須となる項目、という意味であり、本質的に必要・不要という意味ではない。

「必須」以外の項目で空白であっても、データとしては取り込むことが可能。変更があった場合等、様々なシチュエーションを想定して、柔軟な形でデータ連携が出来るように設計している。

問 12

第 3 表が標準仕様にないのは何故か。

(答)

先行研究により、情報の共有は必要であるものの、データ連携して転記不要とする効果はそれ程高くないと整理されたものである。そのため、第 3 表については、別途 PDF ファイルにして共有することを想定している。

一方、当該 PDF ファイルの作成に別途手作業が発生する等、負担軽減が限定的になっているとのご意見もいただいております、令和 6 年度に予定している標準仕様改訂で一定の改善を図る予定である。

問 13

月の途中で予定が変更された場合の取扱いはどのようにするのか。

(答)

標準仕様に基づいて出力される CSV ファイルには、自動的に作成年月日が記載される仕様となっており、取り込む際は最新のデータに反映されることを想定している。そのため、

①居宅介護支援事業所が変更されたサービス利用票の CSV ファイルを送付する  
②双方の事業所において、予定情報を変更し、実績を介護ソフトに取り込む時に確認する

等の運用が考えられる。

実際の運用にあたっては、双方の事業所をよく相談して取扱いルールを定める等の工夫をお願いする。

問 14

送信先事業所の指定はどのようにするのか。

(答)

標準仕様に準じて出力された CSV ファイルのファイル名には送信先・送信元の事業所番号が含まれており、ケアプランデータ連携システム等の連携基盤側で自動的に送信先を判断することを想定している。

なお、同一事業所番号で複数サービスを提供している場合に送信先・送信元事業所を正確に特定できないという課題があると承知しており、令和 6 年度に予定している標準仕様改訂で一定の改善を図る予定である。

問 15

各項目の記載内容のマニュアルはないのか。

(答)

標準仕様は、「居宅サービス計画書標準様式及び記載要領」で示す標準様式の各項目について、データの並び順、フォーマット等を規定したものであり、記載内容については、記載要領に準じて対応いただきたい。

(参考) 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764679.pdf>

問 16

福祉用具貸与事業所において、宅介護支援事業所から送付されるサービス利用票（提供票）には、福祉用具貸与事業所が報酬請求するのに必要な、TATS コード又は福祉用具届出コード（以下、商品コードという）の情報が含まれないため、CSV データを取込んでも再度商品コードを入力しなければならず、非効率ではないか。

(答)

ご指摘のとおり課題があると認識している。目指すべき理想像としては、福祉用具専門相談員が作成する「福祉用具サービス計画書」、介護支援専門員が作成する「サービス利用票（提供票）」の双方で商品コードを含むデータをやり取りすることが出来ることであり、令和6年度に予定している標準仕様改訂で一定の改善を図る予定である。このことにより、居宅介護支援事業所、福祉用具サービス事業所双方において、転記・計算し直しが不要となり、負担軽減のみならず、返戻の防止にも繋がるものと考えている。

なお、既に本システムを利用開始した居宅介護支援事業所においては、商品コードを含めた提供票で双方やり取りするよう、福祉用具貸与事業所と調整した例や、福祉用具貸与事業所において提供票の CSV ファイルを介護ソフトに取り込まずに送受信の証跡として活用している例があると承知している。

問 17

自治体からの指導により、第6表について、利用者の同意が得られたサイン入りのものを事業所に交付している。ケアプランデータ連携システムで共有する場合は、どのように整理すればいいのか。

(答)

「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いは異なるため、切り分けて考えるべきである。

ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第6表(控)に利用者の確認を受けることとしている。

ケアプラン原案に対する利用者の同意や第6表(控)の確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。このように、文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い(電子署名や電子メール)を確認することで把握できる。

このため、ケアプランデータ連携システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、サービス事業所が第6表の利用者の同意の有無を確認する必要はない。同様に、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業者が確認する必要はない。

ケアプランデータ連携システムの利用を見据え、文書負担軽減の観点から、自治体においても、ケアプランにおける電磁的記録や電磁的取扱いを踏まえた取扱いをするよう、取組を進めていただきたい。

参考1：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱い方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

参考2：介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について

別紙1 (居宅サービス計画書記載要領)

6 第6表：「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」

⑬「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

問 18

提供票は事業所に保管することが義務づけられているが、運営指導の際に、印刷した提供票が必要となるのではないか。

(答)

「介護保険施設等運営指導マニュアル」（令和4年3月）において、「運営指導においては、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めないようにしましょう。」と自治体に対して示しており、クラウドデータ連携クライアント上に蓄積されたデータもその対象となる。

(参考) 介護保険施設等運営指導マニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourcisha/shidou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourcisha/shidou/index.html)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

ケアプランデータ連携システム  
「かんたんシミュレーションツール」  
の公開について（情報提供）

計5枚（本紙を除く）

Vol.1204

令和6年1月30日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111（内線 3876）

FAX : 03-3595-3670

事務連絡

令和6年1月30日

各 都道府県介護保険担当課（室）  
各 市区町村介護保険担当課（室） 御中  
介護保険関係団体

厚生労働省 老健局高齢者支援課  
介護業務効率化・生産性向上推進室

ケアプランデータ連携システム「かんたんシミュレーションツール」  
の公開について（情報提供）

厚生労働行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

介護現場の負担軽減や職場環境の改善は、介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で重要な課題です。そこで取り組みの一環として、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票（予定・実績）を安全な環境で効果的なデータ連携を可能とする「ケアプランデータ連携システム」が国民健康保険中央会において構築され、令和5年4月より稼働しています。

運用主体の国民健康保険中央会からは、事業所の皆様から『どの程度費用対効果が見込めるか知りたい』『自身の事業所の規模に合うか分からない』といった声を頂いていると聞いております。このような声に応えるため、今般、導入後の費用対効果をかんたんに診断できる「かんたんシミュレーションツール」を作成し、ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトに公開した旨、国民健康保険中央会より情報提供がありました。

各都道府県・市区町村、介護保険関係団体の皆様におかれましては、管内関係団体、介護サービス事業所等に確実に周知いただきますようお願いいたします。

※本ツールは令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しており、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値であると聞いております。

## 【シミュレーションツールの概要】



### シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。

たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。



30秒で費用対効果を簡単診断



削減できる金額・時間が数値で見える化



事業所ごとの数値シミュレーションが可能

## 【掲載場所およびダウンロード方法】

- ・ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト内からご利用いただけます。管内介護事業所及び 会員事業所に情報提供いただき、より多くの事業所様に本システムの導入を検討いただけるよう推奨頂きますようお願いいたします。
- ・下図赤枠内より使い方ガイド(PDF)とシミュレーションツール(Excel ファイル)をダウンロードできます。

リンク：<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧 介護サービス事業所の皆様へ よくあるご質問 インタビュー お問い合わせ 製品ダウンロード

説明資料はこちら

ケアプランデータ連携システムについて  
～システムの全体概要と機能及びシステム導入・利用サポート～  
ダウンロード  
追加資料：ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 第1.02版  
ダウンロード

NEW データ連携による費用対効果を診断  
かんたんシミュレーションツール  
概要資料・使い方ガイド  
ダウンロード  
ダウンロード(Excelファイル)

- ・シミュレーションツールの概要/使い方ガイドも掲載しています。

ケアプランデータ連携システム かんたんシミュレーションツール

30秒で削減効果を診断

シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入する際の費用対効果を診断するためのツールです。たった5つの数値を入力するだけで、削減効果を確認できます。

ツールの使い方・手順

1 入力ページへ進む

2 結果出力ページからシミュレーション結果を見る

## 【ケアプランデータ連携システムに関するお問い合わせ先】

- ・ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト問い合わせフォーム (<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>)
- ・電話番号：0120-584-708 受付時間：09:00～17:00（土日祝日は除く）

また、ヘルプデスクサポートサイトを大幅リニューアルしました。サイトデザインのリニューアル、有識者様やご利用事業所様のインタビューページ、ならびに公式キャラクター「ケアプー」のコンテンツページなどを新設しました。

リンク：<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Care Plan Data Linkage System Help Desk Support Site. The header includes a navigation menu with items like 'お知らせ一覧', '介護サービス事業所の皆様へ', 'よくあるご質問', 'インタビュー', 'お問い合わせ', '製品ダウンロード', and 'コンテンツ'. The main content area features the headline 'ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。' (Transfer care plan communication from paper to digital.) and an illustration of a dog character (Carepu) sitting next to a laptop displaying the system name. Below this are three dark grey buttons with white text and arrows, each featuring a small dog icon: 'これから導入を検討したい方' (For those considering introduction), '今すぐ導入の手続きをしたい方' (For those wanting to start introduction immediately), and 'サポートをご希望の方' (For those who want support).